

# 公益財団法人滋賀県国際協会 中期計画

## 第1章 はじめに

### 1 策定の背景

#### <協会活動の経緯>

公益財団法人滋賀県国際協会は、財団法人滋賀県国際友好親善協会として、1979年（昭和54年）に滋賀県および民間の出資により設立されて以来、県内の国際活動推進の中核的組織として、国際交流や国際協力、多文化共生の地域づくりに関する様々な事業に取り組んでいる。

#### <協会を取り巻く状況>

社会を取り巻く環境は、情報通信技術の著しい進歩や経済のグローバル化の進展等により、ヒト、モノ、カネ、情報が地球規模で往来し、国際社会での出来事が私たちの日常生活にまで大きな影響を及ぼすようになってきた。

また、1990年（平成2年）の「出入国管理及び難民認定法」の改正施行を契機として外国人住民は大幅に増え、2008年（平成20年）秋からの世界的な不況の影響で減少はしたものの2010年（平成22年）12月末現在、滋賀県の外国人登録者数は85カ国26,471人となっており、県内の大学や短期大学の外国人留学生も1,000名を超えている。

県内の市町村においては、2000年（平成12年）の地方分権一括法の施行により市町村合併が進行し、以前の50市町村から、2011年（平成23年）3月現在では19市町となり、市町国際交流協会も14団体となった。

滋賀県においては、2007年（平成19年）に「滋賀県基本構想」が策定され、「未来を拓く共生社会へ」が基本理念とされ、2010年（平成22年）には、多文化共生の社会づくりを進めるため「滋賀県多文化共生推進プラン」が策定され、滋賀県における多文化共生の社会づくりを進めるための指針が示された。

一方、外郭団体の組織や経営のあり方については、2009年（平成21年）に「外郭団体見直し計画」が策定され、県が出資等で関与している外郭団体の自立性の拡大・経営改善に向けた取り組みが行われている。

#### <策定にあたって>

こうした社会情勢や県民ニーズの変化を踏まえ、地域国際化協会としてより適切な役割を果たすことができるように、改めて自らの使命と展望を明確にし、協会基盤の充実と業務の効率化を図りつつ、事業を総合的・計画的に推進する

ため中期計画を策定する。

## 2 計画期間

計画期間は、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5年間とするが、期間中の事業の進捗状況等を踏まえて、適宜見直しを行うこととする。

## 3 現状と課題

### <国際感覚に優れたひとづくり>

食糧、エネルギー資源、安全保障等の分野を見るだけでも、現在の日本が国際社会との関わりなくしては成り立たないことは明確である。今後ますますグローバル化、ボーダレス化していく世界において、私たち一人ひとりが国際社会の一員としての自覚や国際社会との連帯意識を持つこと、また多様な人々と共に生きていくことを受け入れる姿勢が必要である。

特に、次代を担う子どもたちには国際感覚を是非とも身に付けてもらいたいものである。しかし、そのための教育は必ずしも十分とはいえない現状であり、また海外との交流を持つ人や海外滞在の経験者は増加しているものの、その貴重な経験や知識が地域社会等で十分に活用されていない。

### <多文化共生の地域づくり>

滋賀県には、従来から生活する韓国・朝鮮の人々の他、1990年（平成2年）の入管法の改正を契機として急増した南米日系人をはじめ国際結婚、留学や研修など様々な形で外国人住民が暮らしている。

今後、日本の総人口は減少していくことが予想され、社会の活力を維持していくためには、外国人の受入は不可欠であり、外国人を含めた全ての人が最大限に能力を発揮できるよう多文化共生の推進の必要性は一層増してくる。

こうした中で、外国人住民が能力を発揮できるように制度や言葉の壁、心の溝をなくす取り組みは依然として必要であり、特に将来を担う子どもたちへのサポートは重要である。

多文化共生の地域づくりは、外国人住民のためだけでなく、世界に開かれた社会づくりや地域産業・経済の活性化につながることで、異文化コミュニケーション能力を持つ若い世代の育成につながることで、またユニバーサルなまちづくりの推進となることを、多くの県民に理解してもらうことが重要である。

## ＜ボランティア、民間団体との協働＞

国際交流等の担い手であるボランティアや民間団体に対しては、1998年（平成10年）に、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が施行され、社会貢献活動に対する支援体制が整備されてきた。また、2010年11月には社会的責任に関する国際規格（ISO26000）が発行され、組織や企業の中で社会的責任の実施・社会貢献活動をすすめていくことが一層活発になることが予想される。

現在、滋賀県内で活動する国際団体は滋賀県国際交流推進協議会加入の68団体のほか、様々なグループや団体が存在する。また、ボランティア活動をしている県民の割合は2008年（平成20年）において滋賀県が全国一位となるなど、地域や社会へ貢献することへの関心の高さが伺える。

こうしたことから、国際交流・国際協力、多文化共生等の活動を一層推進するには、県民、民間団体、企業、行政などがそれぞれの特性を活かし、得意な分野で積極的な取り組みを行うとともに、様々な主体との協働という視点を持って事業にあたることが重要である。

## 第2章 協会の運営方針

### 1 協会理念

「広く人々と文化の違いを知り、世界とのつながりを感じ、地域で行動できる人が、滋賀県に大勢となること」を意識し、国際交流を積極的に推進し、県民の国際理解を深め、誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた魅力ある地域づくりに貢献する。

### 2 協会の強み

当協会は設立以来30年に渡り、滋賀県の国際交流、国際協力、多文化共生の分野で様々な事業を実施してきたが、こうした取り組みにより蓄積された以下の3つの強みを活かして事業に取り組む。

#### （1）「情報力」

2009年度に対応した国際交流や国際協力、多文化共生に関する相談は420件、外国人相談窓口への相談は約1,500件に及ぶ。こうした相談等を通じて得られた現場のニーズ、また、県内の国際活動の中核的組織として得られた行政の施策に関する情報、他府県の国際施策に関する情報、大学等の専門機関の先進的・専門的な情報など幅広い情報を所有している。

## (2) 「協働力」

長年にわたり、国際交流、国際協力、多文化共生の推進等の分野で、共通の目的を持つ県、市町、市町国際交流協会、民間団体等と常に協力して様々な活動を行うことにより、それぞれの得意分野を活かした事業実施のノウハウを持っている。

## (3) 「ネットワーク力」

30年余りの活動実績により、県内外の個人や団体と、職員個人だけではなく、協会の組織としてのつながりや信頼関係が構築され、助言やコーディネート等の支援を求められることも多く、幅広いネットワークが構築されている。

### 第3章 中期計画（2011～2015年度）

#### 1 重点テーマ

##### 「次世代のひとづくり」

優れた国際感覚を持ち、世界で、あるいは地域で活躍できる次世代の人材育成を支援していくとともに、外国にルーツをもつ子どもたちが、安心して、生き生きと生活・活躍できる地域づくりに取り組むことにより、豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す。

#### 2 展開の視点

##### (1) 情報発信・収集の強化

当協会への県民の理解を広げ、県内の国際団体の活動の活性化を図るため、当協会の活動と県内で活躍する様々な国際関係の団体や人に関する情報を効果的にわかりやすく伝えていく。

##### (2) 協働による事業実施

事業実施に当たっては、効果と効率を高めるために、常に県や市町、市町国際交流協会、民間団体等との協働を意識して取り組んでいく。

##### (3) ネットワークを活かした事業実施

県内の様々な団体の事業がより効果的、効率的に実施できるよう、今までに構築されたネットワークを活かし、関係者との連携を強めていく。

### 3 協会の役割

当協会は、滋賀県内の国際活動を推進する中核的組織として、市町国際交流協会との役割分担を意識しながら、各団体等への活動支援を中心に、広域的、専門的な課題に対して、以下の役割を果たしていく。

#### (1) 情報の拠点

国際交流・国際協力、多文化共生の動きや地域の団体情報、人材情報を収集し、整理・分析し、提供していく。姉妹友好州省を中心にこれまで培ってきた人とのつながりを活かしながら海外の情報を収集するとともに、他府県の地域国際化協会との連携により、先駆的な取り組み事例などの情報を入手し、県内団体等に提供する一方、県内を中心に活動する団体や人材の情報を幅広く収集し、ニーズに応じて迅速に提供する。

また、国際交流・国際協力等に取り組む個人や様々な団体が集い、特定の課題について情報交換し、協議、討論する場を設ける。

さらに、新聞をはじめ各種のマスメディアを積極的に活用する。

#### (2) サポート（支援）機能

国際交流・国際協力、多文化共生の担い手となる県民や民間団体を育成、支援する。特に、市町国際交流協会の果たす役割が重要となることから、その運営に対する支援に努める。

また、外国人住民の増加に伴い、地域の多文化共生社会づくりが重要な課題となっていることから、日本語教室の活動をはじめ外国人住民の生活を支援する様々なボランティアや民間団体の活動を育成、支援する。

#### (3) パイプ（橋渡し）機能、コーディネート（調整）機能

当協会は、行政と民間の中間的組織という特性を活かし、行政情報を県民や民間団体に提供するとともに、県民や民間団体の意見や要望を行政に伝えるなど、両者をつなぐパイプ(橋渡し)機能を果たす。また、外国人住民の社会参加を促進するために、その現状や課題を行政機関に伝えていく。

さらに、県民、民間団体、企業、行政のネットワーク化を図り、共に取り組みを進めるためのコーディネート（調整）機能を発揮する。

#### (4) 調査研究機能

国際交流・国際協力や多文化共生分野の活動が一層活性化するためには、地域社会、国際社会における様々なニーズや問題点を把握し、課題解決に向けた方策等の提示が必要である。特に、外国人住民の生活実態やニーズについて、

支援団体や県内大学の研究者等と協働しながら調査を実施し、その調査結果を広く地域社会に提供するとともに、さらに整理・分析を進め、関係者に対する提案、提言を行うなど、専門性の高い機能を目指す。

#### 4 事業計画

##### (1) 国際感覚に優れたひとづくり

国際教育研究会 Glocal net Shiga のメンバーや JICA 関係者、外国人住民、教育委員会等とも連携し、学校教育をはじめとする様々な学習機会をとらえ、さらなる国際教育の普及を図る。中でも、平和、人権、環境、開発、食料などの地球規模的課題について、身近なところから世界とのつながりを感じられるようになるために参加型学習の推進・普及に継続して取り組む。

また、県内在住の海外滞在経験者や外国人等の人材をさらに発掘し、そうした方々が持つ情報を蓄積、整理し、その経験や知識を協会の様々な事業に活用する。

そして、より多くの県民に国際社会に関心を持ってもらえるよう、楽しく、気軽にできる国際交流・異文化体験等の場を提供することによりその裾野を広げる。

#### 【重点的に推進する施策】

##### ◎学校現場での国際教育への支援

学校における総合学習などへの講師の派遣や出前講座、教材貸出を、関係者との協働によりさらに積極的に進め、多くの子どもたちが国際感覚を身に付けられるよう支援する。また、学校現場で自ら実践できる教員が増えるよう、教育委員会等と連携して研修会等への講師派遣を行う。

#### 〔目標〕

- ・県内の小中学校、高等学校、特別支援学校 422 校の児童生徒、教員に対して国際教育支援を行う。

指標	2010 年度	2015 年度
国際教育の支援学校数 (延べ数)	186 校	200 校

##### ◎裾野を広げる国際交流

「国際交流には興味があるけど、一歩が踏み出せない。」という方を対象に、

楽しく、気軽にできる国際交流・異文化体験の場を提供し、国際交流の裾野を広げる。

[目標]

・様々な団体との連携、協働により、国際交流を体験できる場を提供する。

指標	計画当初	2015年度
国際交流を体験できる事業数 (延べ数)	—	10件

【事業計画】

(☆=新規事業 ◎=重点・拡充事業 △=縮小事業)

① 国際教育啓発事業

	事業名	備考
◎	学校現場での国際教育普及事業	出前講座、講師派遣、教材貸出、相談対応
	国際教育研究会／Glocal net Shigaの運営	教育手法等の調査研究、教材開発、講師派遣
	国際教育担い手育成事業	ファシリテーター養成講座等

② 国際交流推進事業

	事業名	備考
☆	裾野を広げる国際交流事業	「身近な異文化体験ツアー」など、国際関係の活動に関心を持つ県民の裾野を広げる。
	ミシガン州立大学連合日本センターの管理運営	県委託事業
	ミシガン州立大学連合日本センターを活用した地域交流	子どもたちの体験学習への協力、地域住民の交流機会提供、英語による公開講座など
	交流団等の派遣・受入	県との共催 (ミシガン州)
	友好諸国との交流	県委託 (姉妹友好州省)

③ 国際協力促進事業

	事業名	備考
△	海外技術研修員の受入	県委託 (湖南省、中南米)
	JICA 連携協力事業	JICA との共催

(2) 多文化共生の地域づくり

外国人住民が安心して暮らすことができるよう、行政や関係機関等と連携して、相談窓口での外国人支援の他、外国人住民支援や多文化共生に関する相談や情報提供に努める。

特に、多くの可能性を持つ外国にルーツを持つ子どもたちが言葉の壁などに阻まれず、その能力を十分に伸ばせるよう、学習言語習得に関する情報提供や教材の提供等を充実させると共に日本語指導者や母語支援員に対してのサポートに取り組む。

また、市町国際交流協会や関係団体と連携し、日本人と外国人住民が日頃からの交流する機会を提供し、地域での交流と異文化理解の促進を図っていく。

その際には、外国人住民の個性や能力を地域の様々な活動で発揮できるように、彼等自身の問題解決能力を高める機会も設ける。

外国人学生への奨学金の給付については、県内の外国人学生の状況の変化に対応して制度の変更・見直しを検討する。

### 【重点的に推進する施策】

#### ◎外国にルーツを持つ子どもの教育支援

現在、年1回開催の多言語での進路ガイダンスの地域毎の開催に向けて、市町や教育委員会、市町国際交流協会、その他関係団体と協働で取り組みを進めるほか、地域のニーズにあった事業の立ち上げを支援し、その他の地域への普及を図る。

また、外国にルーツを持つ子どもへの日本語学習教材や多言語の補助教材等の学習支援に関する教材や情報等を関係者に広く周知するとともに、関係者のネットワークによるノウハウや情報の共有を図る。

#### 〔目標〕

- ・協会のノウハウと地域のネットワークを活かし、協働で事業を企画・実施することにより、地域に根ざした事業を創出する。

指標	2010年度	2015年度
協働で実施をはじめた事業数（延べ数）	—	5件

- ・外国にルーツを持つ子どもの学習支援に関わる人材を増やすと共に、それぞれの能力を高める。

指標	2010年度	2015年度
学習支援ネットワーク登録人数	—	100人

#### ◎防災から広げる共生のまちづくり

行政や関係団体と連携し、外国人に対する防災知識の普及啓発と、日本人に対する災害時に外国人がおかれる状況への理解の促進を図る。そして、こ



の防災への取り組みをきっかけとして、様々な分野での地域における相互交流の拡大を支援していく。

〔目標〕

- ・地域で開催される防災訓練や各種行事への外国人住民の参加が拡大するよう関係者への多言語資料の提供、講師派遣等を行う。

指標	2010年度	2015年度
外国人が参加する防災活動等の数	—	7件

【事業計画】

(☆＝新規事業 ◎＝重点・拡充事業 △＝縮小事業)

①外国人住民支援

	事業名	備考
	外国人相談窓口の設置	外国人相談窓口、市町相談員への研修及び情報交換
	外国人向け情報紙「みみタロウ」の発行	7言語による情報紙の発行
	外国人住民サポーター養成講座	日本語指導者養成講座の開催他
◎	外国にルーツを持つ子どもの教育支援	進路ガイダンスの開催、教材の貸出、関係者のネットワーク構築等
	多文化共生に関する事業支援及びコーディネート	日本語教育支援、多言語情報提供及び資料の貸出、相談対応、講師派遣
	外国人学生への奨学金の給付	留学生・外国籍学生

②多文化共生によるまちづくり事業

◎	防災から広げる共生のまちづくり	多言語非常持ち出し袋の貸出、講師派遣等
	外国人住民の生活状況等調査	必要に応じ実施

(3) 情報収集・提供による環境づくり

当協会の情報発信は、情報誌の発行、ホームページの運営などにより、国際分野における専門性の高い内容や多言語情報を中心に提供しているが、今後は、より多くの県民の方々に見ていただくために、身近な、親しみやすい情報の提供にも取り組んでいく。

情報収集・提供においては、日本語教材や国際教育教材、多言語資料等を中心に収集するとともに、各種団体のイベント情報等も掲示・配布している国際情報サロンの利用を増やすことが、情報の活用につながることから、情報サロ

ンを国際団体が利用しやすい環境づくり・機会提供を進めていく。

**【重点的に推進する施策】**

◎ホームページ、国際情報サロン等を活用した情報発信の強化

ホームページを多くの県民の方々に利用してもらえるよう、関心の高いテーマやニュースを重点的にアクセスしやすい形で提供する。

また、国際情報サロンについては、民間団体、ボランティア団体に積極的に活動の場として貸出を行うほか、学校や勉強会の訪問受入等、さらなる効果的な活用を促進し、より多くの県民が訪れる拠点として整備する。

[目標]

- ・ホームページアクセス数

指標	2010年度	2015年度
ホームページアクセス数（年間）	約20,000件	30,000件

- ・国際情報サロンの利用団体数

指標	2010年度	2015年度
国際情報サロンの利用件数（年間）	10件	50件

**【事業計画】**

（☆＝新規事業 ◎＝重点・拡充事業 △＝縮小事業）

① 情報収集・提供事業

	事業名	備考
◎	国際交流・協力情報誌「レイク」の発行	ホームページとの連携、活動団体・人物などのデータベース化
◎	SIA メール「国際交流情報」の発信	情報紙「ふれあい広場」から、メールマガジンに拡充。
◎	協会ホームページの運用	県民に身近な情報を提供
◎	国際情報サロンの運用	民間団体等に貸出など、多様な活用を検討・実施
	海外渡航支援	

（4）ボランティア、民間団体の活動促進

協会のボランティア登録者の増加と活動機会の充実を図るため、関係機関との連携と情報収集に努め、積極的にボランティアへの情報提供を図る。

また、民間団体の活動を促進するため、団体間のネットワークづくりや関係者への研修機会の提供に取り組んでいく。

## 【事業計画】

(☆＝新規事業 ◎＝重点・拡充事業 △＝縮小事業)

### ① ボランティア活動促進事業

	事業名	備考
	ボランティアの登録・紹介	
	ボランティア Eメール情報発信	

### ② 民間団体活動促進事業

	事業名	備考
	滋賀県国際交流推進協議会の運営支援	
	活動推進セミナーの開催	
△	助成金の支給	

## 5 協会の基盤整備

### (1) 組織

当協会の事務局は、常務理事が兼務する事務局長のもと、本部は8名（うち、嘱託相談員2名、契約職員1名）、彦根事務所は3名で構成するほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）の国際協力推進員1名が駐在している。

このように限られた人的資源であることから、マンパワーを重点的な施策・事業に投入することにより、一層効率的な運営に努める。今後の事業実施に際しては、市町国際交流協会での事業内容を十分把握し、お互いの役割分担を意識しながら、各団体の活動への支援を中心に、広域的、専門的な事業に絞り込むよう努める。

これまでも、当協会の将来を担う職員の人材育成には努めてきたところであるが、今後とも、各種団体が開催する専門研修や滋賀県政策研修センターの研修に積極的に参加させることにより育成を図る。

また、彦根事務所は、ミシガン州立大学連合日本センターの管理運営だけでなく、県東北部の国際交流・国際協力等の拠点としての役割も果たしていく。

### (2) 会員・財政

当協会の主な収入源のひとつに基本財産運用収入があるが、近年の超低金利状態の長期化により、協会運営に大きな支障が生じている。また、県からの補助金や委託料は、行財政改革が進行する中、増額を期待することは難しい。

今後は、当協会の事業をより広く県民の方々や企業・団体に広報するとともに

に、会員向け事業やサービスの充実を図ることにより、積極的な会員募集を行う。また、当協会は、税法上、寄付金控除や損金算入で優遇措置のある公益財団法人に移行したことから、引き続き、この有利性を生かし、個人や企業から広く寄付金を募る。

なお、事業の企画・実施に当たっては、外部資金の導入を図るため、民間団体からの助成金の確保に努めるとともに、他の団体や企業との共同あるいは協賛による事業展開も進めていく。